



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年7月22日金曜日 第2792号

### ◇ 目 次 ◇

特約業者の指定の取消し.....（税務課）... 588

指定自立支援医療機関の指定.....（健康増進課）... 588

農用地利用配分計画の認可.....（農産園芸課担い手・農地保全対策室）... 589

保安林の指定.....（森林整備課）... 589

公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 589

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）... 589

指定障害児通所支援事業者の指定.....（中予地方局地域福祉課）... 589

開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局建築指導課）... 590

指定道路の指定.....（ " ）... 590

道路の区域変更（県道久万中山線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 590

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 590

### 公 告

徴税吏員証及び検税吏員証の無効公告（2件）.....（税務課）... 591

危険物取扱者法定講習会の実施.....（消防防災安全課）... 591

### 雑 報

環境影響評価準備書について.....（環境政策課）... 592

### 正 誤

平成28年3月29日付け第2760号外2愛媛県人事委員会規則7 - 1173（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則）中.....（人事委員会事務局）... 593

### 告 示

#### ○愛媛県告示第869号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成28年7月22日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
有限会社藤田石油 代表取締役 藤田 灌	西条市下島山甲1367 - 1	平成28年 6月30日

#### ○愛媛県告示第870号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年7月22日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
西条市立周桑病院	西条市壬生川131番地	西条市長	精神通院医療	平成28年 7月1日
心療内科まつおかクリニック	松山市湊町五丁目3番地4 KO第2ビル1階	松岡 邦彦	精神通院医療	平成28年 5月1日
イオン薬局イオンスタイル松山	松山市天山一丁目13番5号イオンスタイル松山1階	イオンリテール株式会社	精神通院医療（薬局）	平成28年 6月2日
ツチタ薬局	今治市共栄町3 - 3 - 2	辻田 二郎	精神通院医療（薬局）	平成28年 7月1日

## ○愛媛県告示第871号

平成28年 6月14日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成28年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
大 西 秀 雄	愛媛県松山市津吉町541番地	愛媛県松山市津吉町527番ほか9筆	6,697.93
常 盤 壮	愛媛県松山市古川西2-8-1-202	愛媛県伊予郡松前町大字恵久美字安松497番ほか5筆	6,296
重 川 唯 男	愛媛県伊予郡松前町大字昌農内611番地	愛媛県伊予郡松前町大字昌農内字教安寺211番1ほか4筆	5,594

## 2 認可年月日

平成28年 7月13日

## ○愛媛県告示第872号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 保安林の所在場所

今治市玉川町木地字竹カ成己306、己816の2、字篠カ成己308、玉川町龍岡上字高橋谷丁445の4

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第873号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

## ○愛媛県告示第875号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成28年 7月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

14条第1項の規定に基づき、東温市志津川土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成28年 7月10日から平成29年 3月20日まで
- 3 作業地域 東温市志津川地内

## ○愛媛県告示第874号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年 7月22日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友化学株式会社  
東京都中央区新川二丁目27番1号  
代表取締役社長 十倉 雅和
- 2 事業場の名称及び所在地  
住友化学株式会社愛媛工場菊本地区  
新居浜市菊本町一丁目10番1号
- 3 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第27号イ、ロ、ヌ及びル、第33号ロ、ハ、ニ、リ及びヌ、第37号イ、ロ、ハ、ル及びタ、第62号ホ、第71号の5並びに第74号
- 4 変更しようとする事項の内容  
排水水の汚染状態及び量
- 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
  - (1) No.1排水口  
変更なし
  - (2) No.3排水口  
変更なし備考 この他に雨水排水口が18箇所（今回2箇所位置を変更する。）ある。

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3851500110	有限会社さくら	愛媛県東温市北方3051番地2	櫻 田 直 也	放課後等デイサービス	さくらんぼ3号館	愛媛県東温市西岡甲986番地5	平成28年7月1日

○愛媛県告示第876号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 7月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建（開）第15号 平成28年 7月12日	東温市牛淵字太郎丸507番 5	東温市牛淵1884番地 1 ディアス八木B棟101号 大 北 勝 也 大 北 さ お り

○愛媛県告示第877号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 7月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建（開）第16号 平成28年 7月12日	伊予郡松前町大字上高柳字高田32番 3	松山市榊味4丁目3番 8号 榊味宿舍305号 中 須 賀 将 人 中 須 賀 優 子

○愛媛県告示第878号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年 7月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成28年 7月11日

3 指定道路の位置

伊予郡松前町大字筒井字野津子651番 2、同651番 2地先水路

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 28 42メートル

(2) 幅員 4 20メートル

○愛媛県告示第879号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久万中山線	上浮穴郡久万高原町二名甲1240番 1地先から 同町二名甲1289番地先まで	旧	メートル 7 4 ~ 15 0	キロメートル 0.111	
		上浮穴郡久万高原町二名甲1240番 2から 同町二名甲1289番 2まで	新	8 2 ~ 17 2	0.111	

○愛媛県告示第880号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようを開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	上浮穴郡久万高原町二名甲1240番2 から 同町二名甲1289番2 まで	平成28年 7月22日

公 告

○公 告

徴税吏員証及び検税吏員証の無効公告について

次の証票は、平成28年6月27日以降無効とする。

平成28年7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

徴税吏員証

第139号

東予地方局 専門員 木 原 敬 二

平成27年4月1日交付

検税吏員証

第139号

東予地方局 専門員 木 原 敬 二

平成27年4月1日交付

○公 告

徴税吏員証及び検税吏員証の無効公告について

次の証票は、平成28年6月15日以降無効とする。

平成28年7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

徴税吏員証

第229号

東予地方局今治支局 専門員 今 井 信 一

平成25年4月1日交付

検税吏員証

第229号

東予地方局今治支局 専門員 今 井 信 一

平成25年4月1日交付

○公 告

危険物取扱者法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による平成28年度危険物の取扱作業の保安に関する講習会を次のとおり実施する。

平成28年7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習の種類、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成28年10月3日（月）午前9時30分	今治市南宝来町一丁目9番地8 今治市総合福祉センター 多目的ホール
	平成28年10月5日（水）午後1時	大洲市東大洲270番地1 大洲市総合福祉センター 多目的ホール
	平成28年10月6日（木）午前9時30分	宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局 大会議室
	平成28年10月12日（水）午前9時30分	八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県南予地方局八幡浜支局 大会議室
	平成28年10月18日（火）午前9時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館 大会議室
	平成28年10月19日（水）午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館 大会議室
	平成28年10月21日（金）午前9時30分	西条市喜多川796番地1 愛媛県東予地方局 大会議室
	平成28年11月1日（火）午前9時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	平成28年11月17日（木）午後1時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 石錠の間
(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和60年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成28年10月4日（火）午前9時	今治市南宝来町一丁目9番地8 今治市総合福祉センター 多目的ホール
	平成28年10月18日（火）午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館 大会議室
	平成28年11月16日（水）午後1時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 石錠の間
	平成28年11月17日（木）午前9時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 石錠の間

(3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成28年11月18日(金)午後1時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 石鎚の間
	平成28年10月3日(月)午後1時30分	今治市南宝来町一丁目9番地8 今治市総合福祉センター 多目的ホール
	平成28年10月6日(木)午後1時30分	宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局 大会議室
	平成28年10月12日(水)午後1時30分	八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県南予地方局八幡浜支局 大会議室
	平成28年10月19日(水)午前9時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館 大会議室
	平成28年10月21日(金)午後1時30分	西条市喜多川796番地1 愛媛県東予地方局 大会議室
	平成28年11月1日(火)午後1時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	平成28年11月2日(水)午前9時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	平成28年11月2日(水)午後1時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業技術センター 研修室
平成28年11月18日(金)午前9時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 石鎚の間	

2 受講申請書の提出期間

平成28年9月1日から各講習実施日の2日前の日まで(土、日曜日及び祝祭日を除く。)

但し、受付した危険物安全協会の管轄以外の会場で受講する場合は、各会場講習実施日の5日前(同)まで

3 受講申請書の請求先及び提出先

(1) 受講申請書の請求先

各地区(市)危険物安全協会、各消防本部(局)、県地方局総務県民課及び県地方局支局総務県民室

(2) 受講申請書の提出先

各地区(市)危険物安全協会

但し、受講申請者数が各会場の定員に達した場合は、受付できませんので、あらかじめご了承ください。

その他の法定講習に関するお問合せについては、各地区(市)危険物安全協会において受け付けます。

雑 報

○公 告

環境影響評価準備書について

環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第14条第1項の規定により、次の対象事業について環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)及びこれを要約した書類(以下「要約書」という。)を作成したので、同法第16条の規定により、次のとおり公告します。

また、同法第17条の規定により、準備書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、準備書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

平成28年7月22日

株式会社ガイアパワー

代表取締役 藤 崎 耕 治

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

(1) 名 称 株式会社ガイアパワー

(2) 代表者 代表取締役 藤崎 耕治

(3) 主たる事務所の所在地 徳島県阿南市辰己町1番地38

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名 称 榎川正木ウィンドファーム

(2) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業

(3) 規 模 総出力25,000キロワット

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県宇和島市津島町榎川、愛媛県南宇和郡愛南町正木

4 関係地域の範囲

愛媛県宇和島市、愛媛県南宇和郡愛南町

5 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所 愛媛県庁、宇和島市役所、宇和島市津島支所、愛南町役場、愛南町一本松支所

(2) 縦覧期間 平成28年7月22日(金)から平成28年8月22日(月)まで  
(土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。)

(3) 縦覧時間 9時から17時まで

6 準備書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項

(1) 提出期限 平成28年9月5日(月)まで

(2) 提出先 〒774 0001 徳島県阿南市辰己町1番地38  
株式会社ガイアパワー すえひさ 陶久

(3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である準備書に記載された対象事業の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

7 説明会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 日時 平成28年 7月30日（土） 午後 7時30分から午後 9時 まで  
場所 山出集会所 （南宇和郡愛南町緑丙）
- (2) 日時 平成28年 7月31日（日） 午前 9時30分から午前11時 まで  
場所 正木集会所 （南宇和郡愛南町正木）
- (3) 日時 平成28年 8月 1日（月） 午後 2時から午後 3時30分 まで  
場所 上楨集会所 （宇和島市津島町下畑地）
- (4) 日時 平成28年 8月 1日（月） 午後 7時から午後 8時30分 まで  
場所 楨川集会所 （宇和島市津島町楨川）
- (5) 日時 平成28年 8月 2日（火） 午後 6時30分から午後 8時 まで  
場所 犬除農事集会所（宇和島市津島町御内）
- (6) 日時 平成28年 8月 3日（水） 午後 7時から午後 8時30分 まで  
場所 中駄場集会所（宇和島市津島町御内）
- (7) 日時 平成28年 8月 5日（金） 午後 7時から午後 8時30分 まで  
場所 御内集会所（宇和島市津島町御内）

正 誤

○正 誤

平成28年 3月29日付け第2760号外 2 愛媛県人事委員会規則 7 - 11 73（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則）中

ページ	箇所	誤	正
75	改正後欄 別表第10（第3条関係） 級別職務区分表 1 行政職給料表級別職務 区分表中 9 級部局欄	議会の事務部局	知事の事務部局
75	改正前欄 別表第10（第3条関係） 級別職務区分表 1 行政職給料表級別職務 区分表中 9 級部局欄	議会の事務部局	知事の事務部局